価値あるサービスエンジニア

先輩からの提言一目で見る安全な作業一

ガス溶接・溶断編

近畿冷凍空調工業会 サービス問題研究委員会 H. 20. 12. 03

ガス溶接・溶断の安全作業

皆様が、冷凍・空調設備のサービス・メンテナンスを行う時 ガス溶接・溶断は、日常作業として実施されています。 しかし、ガス溶接・溶断作業は、

アセチレンガス等の可燃性ガスと支燃性ガスである酸素 を使用している危険性作業である事を今一度認識してください。 溶接装置の整備不良、不適切な取扱、作業管理の不備など が原因で爆発・やけど・火災などの重大な労働災害を発生 させる危険性が潜んでいます。

それでは、冷凍空調サービス・メンテナンス作業の 身近な危険を見てみましょう。





身近な危険・・その1



冷凍サイクルの冷媒ガスを回収した後、ガスバーナーで配管を取り外そうとした。 突然配管から冷媒ガスと オイルが炎となって、 サービスマンを襲った。

身近な危険**・・その1** の原因

- 〇圧力計をみながら冷媒ガスの回収を行った。 ガス圧(大気圧)は確認したが、冷凍サイクルの開放は しなかった。
- 〇この為、閉鎖された冷凍サイクル内の わずかに残った 冷媒ガスがガス溶接機の熱により膨張し、修理箇所から 潤滑オイルミストとともに吹き出し、火炎となった。

〇注意

冷凍サイクルの溶接作業は配管の一端を開放する。

身近な危険・・その2

ロー付け溶接をする為に 酸素ボンベのバルブを開い た途端に圧力調整器が 爆発燃焼し破損した。 いつもの手順で取り付けた のに?…… 何故•何故•何故??? でも、ちょっと急いでバルブ を開けたかな。



身近な危険・・その2の原因

- 〇酸素圧力調整器の発火は酸素の断熱圧縮熱。
- 〇酸素ガスは、大気圧から15MPaに急激に圧縮されると 高熱を発生する。 その温度 約1000℃
- ○酸素ガスの急激圧縮は、ボンベが高温現場に放置されていたり、ボンベバルブの急激開放時に起こりやすい。
- 〇圧力調整器のフィルターに ゴミや異物が詰まっていたり 口金付近に油脂が付着していると、爆燃現象を起こす。
- ○断熱圧縮熱による事故は、可燃性ガスでも同様の危険性がありますので、注意が必要です。

注意

- ★ボンベ・圧力調節器は常に点検整備し、ゴミ・ 油脂分・異物を付着させておかない。
- ★ボンベ・圧力調整器・その他 接続パッキンは 不燃材を使用する。
- ★ボンベの周囲温度は40°C以下に管理する。

バルブの開放はゆっくりと。

身近な危険・・その3



溶接用酸素を衣服や体に 吹き付けて涼を取っては 危険です 吹き付けられた酸素分子が 衣服の繊維に絡まりなか なか動きません。 その衣服が何らかの原因 で着火した時、爆燃します。

衣服を脱ぐ事も、消火も絶対に出来ません。 100% 死に至ります。

身近な危険・・その4

○溶接・溶断作業現場の整理不良・・・・・・・火災・火傷溶接・溶断時の火花(スパッタ)や溶材の残滓はあなたの考えている以上に遠くまで飛散し、すぐには消えません。 危険予知をし、防炎・防災シートで保護をしてください。

身近な危険・・その5

〇作業環境の確認不良・・・・・・・・・・ 爆発・火災・火傷 小麦粉の微粉が漂う現場は粉じん爆発・火災の危険現場 その他:石けん粉・医薬品・プラスチック・オイルミスト 可能な限り:操業停止・換気・粉体に散水などを行う事

ガス溶接・溶断に関連する 法 的 規 制

ガス溶接・溶断を行う場合には技術基準及び作業 安全の基準に関して次の2つの法令等により規制 されております。

- 1. 高圧ガス保安法令
- 2. 労働安全衛生法令

ガス溶接・溶断に関する法令その1 ー高圧ガス保安法令ー

一般高圧ガス保安規則 第60条1項抜粋……要約・解釈

- ・七号関係…可燃性ガス(アセチレン)を使用するときは、 通風の良い場所で行い、かつ、その容器を温度40℃以下 に保つこと。
- •十号関係…溶接・溶断作業の時は、5メートル以内においては、喫煙及び火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- ・十二号関係…溶接・溶断作業を行うときは、必ず消火設備を 適切な箇所に設けること。

- ・十三号関係…可燃性ガス(アセチレン)の使用時は下記の 基準を守ること。
 - ○逆火防止装置を必ず設けること
 - 〇ホースの接続は**ホースバンドで締め付け漏れ**の無いことを確認すること
 - 〇点火は、酸素を供給する為のバルブを閉じた状態で行う事
 - ○消火を行う時は、①酸素を供給するバルブを閉じ、その後
 - 2アセチレンガスの供給バルブを閉じること。

・十六号関係…溶接等の作業後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する処置をすること。

ガス溶接・溶断に関する法令その2 一労働安全衛生法令一

労働安全衛生法 第61条第1項 抜粋·····要約·解釈

<u>政令で定める業務</u>については、都道府県労働局長の当該業務に係る免許(ガス溶接作業主任者免許)を受けた者、又は 当該業務に係る技能講習(ガス溶接技能講習)を修了した者 が行わなければならない。

労働安全衛生法 第61条第3項 抜粋·····要約·解釈

当該業務を行うときは免許証又は<u>技能講習修了証を携帯</u>しなければならない。

ガス溶接技能講習修了証



労働安全衛生法施行令 第20条抜粋·····要約·解釈

<u>政令で定める業務</u>とは、可燃性ガス(例:アセチレン)及び 酸素を用いて行う金属の溶接・溶断又は加熱の業務である

0

法律関連のまとめ

可燃性ガス及び酸素を使用して溶接・溶

断・加熱の作業に従事するサービスマン

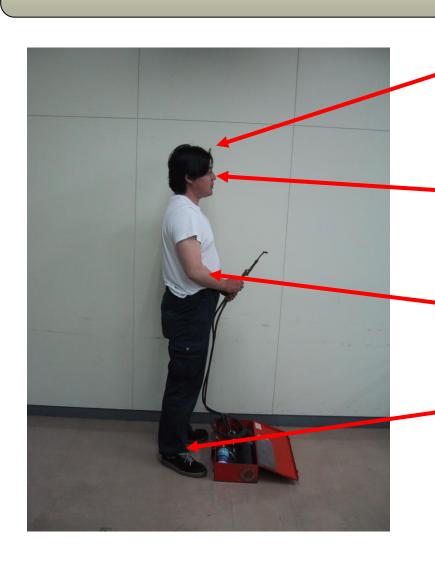
は法律により規制されています。

サービスマンが知っておくこと

- ◎アセチレンはガス体で使用する為、容器は必ず立てて使用する。
 - ※ 容器を横にすると、溶解材(アセトン等)が流出し危険です。もし横にしたり、転倒してしまった場合は、容器を立て直した後内部のアセトン等が安定するまで(5分以上)待ってから使用する。
 - ※ 液化酸素ボンベは寝かせて使用してもよい。
- ◎ボンベに調節器を取付ける時は万一引火した場合を想定しておく。
 - ※安全弁の吹き出し口やホースの接続口からの炎がボンベ等 に直接当たらない方向に向けておく。

- ◎作業を開始する前に準備するもの。
 保護メガネ・保護手袋・防炎シート・消火器・水バケツ
- ◎使用中のボンベのバルブは?
 酸素のバルブは全開、アセチレンは1回転ぐらい開き、ハンドルはボンベに付けておくこと。

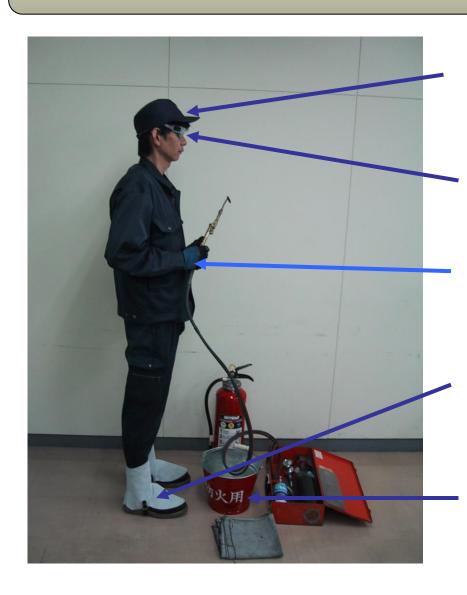
※ガスは使用仕切らないこと。 アセチレンの元圧O. 02MPa 酸素の元圧O. 2MPa程度を残すこと。



- ① 頭部保護がされていない。 火炎から頭部を守れない。
- ② 保護メガネがない。ガス溶接の炎で網膜を痛めます
- ③ 半袖シャツ・保護手袋なし火傷の危険。
- ④ 脚部を保護する物がない。
- ⑤ 溶接器の他 防災具の準備がない。

サービスマンの溶接時服装チェック......

良い例



- 作業帽をかぶり頭部保護。
 (ヘルメットが最良)
- ② 保護メガネを装備。
- ③ 長袖作業服·保護手袋。 火傷の危険を回避出来る
- ④ 脚部を保護する革脚絆を装着 湯玉の落下から足元を保護
- ⑤ **防災具の準備** 消火器・水バケツ・防炎シート

溶接時の最小限防災具の例





- ① 消火器
- ② 水バケツ
- ③ 防炎シート

- ④ 保護メガネ
- 5 保護手
- 袋鱼革脚

絆

ガス溶接・溶断作業は危険・・・→ "知っているよ" "言われんでも、そんな へマは せえへん"

しかし、ちょっとした火傷から大きな労働災害・火災まで毎年 皆さんの身近で発生しています。

事故が発生すると次のような不幸が待ち受けています。



1番目は被害を真っ先に受ける・・・あなたが不幸

2番目は・・・・・・・・・・・・・・・・あなたの家族が不幸

3番目は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・仕事先のお客様が不幸

そして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・みなさんの会社が不幸

END